

## 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

総務部行政管理課

令和5年5月

## 目次

<b>第 1 趣旨</b> .....	1
1 公の施設とは.....	1
2 指定管理者制度とは.....	1
3 公の施設の設置及び管理に関する条例.....	1
4 指定管理者制度運用の基本的な流れ.....	1
<b>第 2 指定管理者制度に関する基本方針</b> .....	2
1 指定管理者制度の積極的な活用.....	2
2 公平性、透明性の確保.....	2
3 指定期間.....	2
4 インセンティブの付与.....	3
5 指定管理料.....	3
(1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）	
(2) 指定管理料の算定方法	
6 利用料金の決定及び告示.....	3
<b>第 3 指定管理者制度運用委員会</b> .....	4
1 位置付け及び役割.....	4
2 設置の単位.....	4
3 構成.....	4
4 利害関係.....	4
5 会議の公開等.....	5
<b>第 4 指定管理者の選定手続</b> .....	5
1 公募の原則.....	5
2 民間事業者等の応募促進の措置.....	5
(1) 公募期間	
(2) 周知	
(3) その他の措置	
3 募集要項の作成.....	5
(1) リスク分担	
(2) 応募資格	
(3) 欠格条項	

(4) 失格事項	
(5) 事業計画書の記載事項	
(6) 仕様書その他参考資料	
(7) 募集に当たっての留意事項	
4 指定管理候補者の選定	8
(1) 選定基準	
(2) 事業計画書の審査	
(3) 選定	
5 選定結果の公表	10
(1) 公表時期及び公表方法	
(2) 公表様式	
(3) 公表に当たっての留意事項	
<b>第5 指定管理者の指定</b>	<b>10</b>
1 指定の議決	10
2 債務負担行為の設定	10
3 指定及び告示	10
4 協定書の締結	10
(1) 締結	
(2) 協定事項	
5 歳入の徴収又は収納の委託	11
<b>第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）</b>	<b>11</b>
1 業務記録、上半期報告書及び事業報告書	11
(1) 業務記録	
(2) 上半期報告書及び事業報告書	
2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応	12
(1) 指定管理者が行う事項	
(2) 施設所管課行う事項	
3 業務の状況に関する調査等	12
(1) 指定管理業務及び経理状況の調査、指示	
(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証	
(3) 個人情報保護対策の徹底	
(4) 連絡調整会議の開催	
4 内部統制の実施	13
5 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底	13

(1) 指定管理者が行う事項	
(2) 施設所管課が行う事項	
6 指定の取消し、業務の停止措置	13
7 モニタリングの実施結果の公表	13
<b>第7 事前協議</b>	<b>13</b>
<b>第8 委任</b>	<b>13</b>
<b>附則</b>	<b>13</b>

別紙1 利害関係の有無に関する調査票

別紙2 沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項（例示）

別紙3 指定管理者指定申請書

別紙4 指定管理候補者の選定結果について（例示）

（用語について）

- ・使用料：公の施設の利用に係る料金で、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金。
- ・利用料金：地方自治法第244条の2第8項に基づき、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させる料金。
- ・使用料制：公の施設の利用に係る料金を「使用料」として徴する制度。
- ・利用料金制：公の施設の利用に係る料金を「利用料金」として指定管理者の収入として收受させる制度。
- ・管理運営経費：指定期間中において施設の管理運営に要すると想定される経費。
- ・指定管理料：利用料金制を採用する施設において、利用料金収入のみでは管理運営経費が賄えないと想定される施設に対し県が支出する費用、又は、使用料制を採用する施設若しくは料金を徴しない施設において想定される標準的な管理運営経費の範囲内で県が支出する費用。

# 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

[令和5年5月31日総務部長決裁]

## 第1 趣旨

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 公の施設とは

「公の施設」とは地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

「公の施設」の主なものを例示すれば、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

### 2 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体（以下「民間事業者等」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

### 3 公の施設の設置及び管理に関する条例

地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）制定に当たっては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置等を規定するほか、所轄区域があるときは所轄区域についても規定し、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等について定めるほか、必要があるときは、指定管理者に管理を行わせること、指定管理者制度運用委員会の設置、過料の徴収等について定めるものとする。

また、指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金制によるときは、使用料に関する定めを代えて、利用料金に関する定め及び必要に応じて承認料金制度に関する定めをおかなければならない。

### 4 指定管理者制度運用の基本的な流れ

主な手続	手続の概要
①条例制定等	各施設の設置及び管理に関する条例の制定若しくは改正（指定管理者制度運用委員会の設置を含む。）
②公募	募集要項の作成 指定管理者制度運用委員会から募集要項の内容に係る意見を聴取 公募の実施（原則として60日以上）
③選定	指定管理者制度運用委員会において指定管理候補者を選定
④指定の議決	指定管理者の指定議案を議会に提出
⑤指定	指定管理者の指定と告示

	協定書の締結
⑥適正な管理運営の確保	指定管理者による業務の開始 連絡調整会議の開催 モニタリングの実施 指定管理者制度運用委員会におけるモニタリング実施結果の検証

## 第2 指定管理者制度に関する基本方針

### 1 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管理については、次のいずれかに該当するものを除き、新規施設・既存施設を問わず、原則として同制度を活用することとする。

- ① 法令の規定により県以外の者の管理を禁止しているもの
- ② PFIなど特定の事業により管理を行うと決定されたもの
- ③ 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要となる事務事業を執行することとしているもの
- ④ 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ⑤ 公の施設の管理を指定管理者に行わせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できないと判断されるもの
- ⑥ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの
- ⑦ 指定管理者に行わせることのできる業務が事実行為に限られることから、指定管理者制度を導入しても住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが期待できないと判断されるもの

### 2 公平性、透明性の確保

指定管理者制度の運用に当たっては、常に公平性、透明性を確保するものとする。

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うものとする。ただし、この基準により難い特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することができる。

#### 【指定期間の基準】

- 5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設。
- 3年…維持管理が主業務となる施設。ただし、初期設備投資がかかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたすおそれがある場合にはこの限りでない。

#### 【特別な事情が認められる指定期間の設定例】

- ・ PFI事業やPFI事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の選定事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合

- ・ 将来的にあり方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合
- ・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合

#### 4 インセンティブの付与

民間事業者等の能力の活用を図るため、原則として利用料金制を採用するものとする。  
また、標準的な管理運営経費を設定する必要があるなどの理由により、使用料制を採用する施設においても、過去の徴収実績を基準に成果に応じて指定管理料を報奨的に増減させる等の措置を講ずるものとする。

#### 5 指定管理料

##### (1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）

###### ① 利用料金制を採用する場合

ア 利用料金収入のみで管理運営経費を賄うことが可能と見込まれる施設については、原則として指定管理料を支出しないものとする。

また、管理運営経費を超える利用料金収入については、収支差の見込額の範囲内で、一定の額又は一定の割合若しくはその両方を県に納付させることができるものとする。

イ 利用料金収入のみでは管理運営経費を賄うことが困難と見込まれる施設については、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額の範囲内で、指定管理料を支出するものとする。

###### ② 使用料制を採用する場合

標準的な管理運営経費の範囲内で指定管理料を支出するものとする。

##### (2) 指定管理料の算定方法

###### ① 利用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

ア 利用料金収入は、過去数年（5年程度）の実績の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もるものとする。ただし、特殊要因等により、過去数年の実績の平均額から今後の収入を見込むことが困難な場合は、実態に応じた方法で見積もることができる。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。

ウ 人件費は、所要人員に賃金構造基本統計調査等から算出した単価を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もるものとする。

エ イの管理運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずるものとする。

オ 指定管理料の上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

###### ② 使用料制を採用する場合又は料金を徴しない場合

使用料制を採用する施設又は料金を徴しない施設は、①のイ、ウ及びエの合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を指定管理料の上限額とする。

#### 6 利用料金の決定及び告示

利用料金の基準額は、次のいずれかにより県が設定するものとし、指定管理者は条例に基づき知事（施設所管課）の承認を得て利用料金を決定するものとする。ただし、介護保険料、支援費等法令等に基づく料金は、当該料金を利用料金として決定するものと

する。

また、利用料金決定後は、条例に基づき告示するものとする。

- ① 経費面を考慮して料金を設定した場合、現行の料金と大きなかい離が生じるときは、当分の間、現行の料金を勘案した基準額を設定する。
- ② 施設管理の収支が均衡するような場合は、規模、形態等類似施設の状況を考慮して基準額を設定する。

### 第3 指定管理者制度運用委員会

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は条例に基づき、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

#### 1 位置付け及び役割

運用委員会は、地方自治法第138条の4第3項に定める「附属機関」に該当するものであり、条例、条例施行規則、運営要領及び同方針に沿ってその運営等を行うものとする。

施設所管課は、指定管理候補者の選定、指定管理者の指定の取消し及び指定管理者が行う施設の管理に関する重要事項（募集要項及び選定基準の作成、モニタリングの実施結果等）について、運用委員会に諮問しなければならない。

また、運用委員会は、指定管理候補者の選定、指定管理者の指定の取消し並びに指定管理候補者の選定及び指定管理者が行う施設の管理について、審査、答申、審議、調査及び建議することができるものとする。

#### 2 設置の単位

運用委員会の設置は、施設所管課単位を基本とするが、施設の機能等が類似する施設にあつては施設所管課単位等とすることも可能とする。

#### 3 構成

運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成するものとする。

- ① 学識経験者
- ② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
- ③ 施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者
- ④ 施設の利用団体（者）を代表する者

#### 4 利害関係

運用委員会の委員が申請団体の役職員等に就任している場合や、申請団体との経済的関係につき指定管理候補者の公平な選定を妨げる事情があると認められる場合、当該委員の運用委員会への参加を禁止する。

また、利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に県が各委員についての利害関係の有無を判断するものとする。

時期	委員に対する確認手続
募集期間終了時	①県から委員に、別紙1に定める「利害関係の有無に関する調査票」の提出依頼
運用委員会当日	②審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭確認



## 5 会議の公開等

会議の公開、会議結果の公表等については、公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び附属機関等の会議の公開に関する指針(平成13年10月31日付け総務部長決定)の定めるところによるものとする。

原則：運用委員会の会議は、下記の例外を除き、公開する。

例外：指定管理候補者選定に係る次の事項は、沖縄県情報公開条例の規定により非公開となる。

- (1) 募集要項、選定基準等に係る意見聴取
- (2) 審査

## 第4 指定管理者の選定手続

### 1 公募の原則

指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的に鑑み、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいことから、原則として公募するものとする。ただし、対象施設の適正又は効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことに相当の理由がある場合は、公募によることなく特定の者を指定管理候補者として選定することができる。この場合において、公募によらないこととした理由について、選定要項等に記載するものとする。

#### 公募の例外

- ・ 隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合
- ・ 施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要であると認められる場合
- ・ 県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要性が生じた場合
- ・ その他公募によることが適当でないとして認められる特段の事情がある場合

### 2 民間事業者等の応募促進の措置

#### (1) 公募期間

指定管理者の公募の期間は、60日以上とし、指定管理者の募集要項等を県ホームページで周知する。ただし、再公募、非公募又は緊急を要する場合には、公募の期間を短縮できるものとする。この場合においては、民間事業者等の準備期間を考慮し、少なくとも10日以上の間を設けるものとする。

#### (2) 周知

指定管理者の公募に当たっては、新聞広告、ラジオ、テレビ等を活用し、広く周知に努めるものとする。

#### (3) その他の措置

- ① 公の施設の運営の効率性等を考慮した上で、より多くの民間事業者等が応募できるよう、指定単位の規模や業務範囲等を設定するものとする。

(2) 協定事項

- ① 指定管理に関する基本的な事項
  - ア 施設の名称、所在地
  - イ 指定期間
  - ウ 公共性の尊重
- ② 指定管理者の行う業務に関する事項
  - ア 使用許可等の権限の代行
  - イ 施設の改修
  - ウ 指定管理業務の全部委託の禁止
  - エ 緊急時の対応
  - オ 情報管理
  - カ 暴力団排除
- ③ 備品等の取扱いに関する事項  
物品等の帰属
- ④ 業務実施に係る確認事項
  - ア 報告すべき内容及び提出期限  
年度事業計画書、業務報告書、上半期及び年度事業報告書
  - イ 安定的、継続的な施設管理が可能かどうかを確認するための財務諸表の提出
  - ウ 内部統制の実施
  - エ 適正な手続に基づく再委託の実施
- ⑤ 指定管理料及び利用料金に関する事項
  - ア 指定管理料の額及び支払い方法
  - イ 利用料金の帰属先
  - ウ 利用料金の減免
- ⑥ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
  - ア リスク分担
  - イ 管理物件の損傷等に係る損害賠償責任、第三者への損害賠償責任、付保する保険
  - ウ 不可抗力発生時の対応に関する事項
- ⑦ 指定期間の満了に関する事項
  - ア 業務の引継ぎに関する事項
  - イ 原状回復義務に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項  
事業計画又は協定に違反した場合の自主的改善、県の是正通告、指定の取消し、損害賠償等
- ⑨ その他協定を締結することが適当な事項

5 歳入の徴収又は収納の委託

利用料金制を採らない施設で使用料が発生する施設について、当該使用料の徴収又は収納を指定管理者に行わせる場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第15条第1項の規定に基づく歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要となるので、指定管理者と別途委託契約を締結するものとする。

また、同条第2項の規定により、当該使用料の徴収又は収納に関する委託契約について告示するとともに、納入義務者の見やすい方法により公表するものとする。

第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）

1 業務記録、上半期報告書及び事業報告書

(1) 業務記録

指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を作成するものとする。

指定管理者は日報を基に、月報を作成し施設所管課に提出するものとする。

(2) 上半期報告書及び事業報告書

指定管理者は、上半期及び毎年度終了後、指定管理業務に関する報告書を作成し、施設所管課に提出するものとする。

2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応

(1) 指定管理者が行う事項

① 指定管理者は、アンケート調査等の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、施設所管課に報告するものとする。

② 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、施設所管課に報告するものとする。

(2) 施設所管課が行う事項

施設所管課は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて実地調査等により確認を行い、指定管理者に改善の措置を求めるものとする。

3 業務の状況に関する調査等

(1) 指定管理業務及び経理状況の調査、指示

① 施設所管課は、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているか随時確認するとともに、サービスの質を評価し、必要に応じて適切な指示を行うものとする。施設の管理運営に関して、次の事項等に該当し、又は該当するおそれがある場合は、指定管理者に対し改善又は見直しの指示を行うものとする。

ア 正当な理由なく利用者に対し施設の利用を拒み又は不当な差別的取扱いをするような行為がある場合

イ 施設の形質を無断で変更するような行為がある場合

ウ 要員の配置や施設の管理が施設の設置目的の達成に適切な状態となっていない場合

エ 個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な措置が講じられていない場合

オ 協定に定める内容の不履行等信義則に反する場合

② 指定管理者が安定的、継続的に施設サービスを提供することが可能であるか、常に指定管理者の経営状況の把握に努めるものとする。施設所管課は財務状況の確認のため、指定管理者となっている民間事業者等の監査報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の提出を求めることができる。

(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証

運用委員会において、モニタリングの実施結果の検証を行うものとする。

【モニタリングの定義及び目的】

モニタリングとは、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に関して、地方自治法、条例、協定書等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段である。

また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視するとともに、指定管理者の行う指定管理業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みをいう。

モニタリングを的確に実施し、指定管理者による施設の適正な管理運営、更なるサービスの向上を期することにより、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保することを目的とする。

(3) 個人情報保護対策の徹底

県は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定により、指定管理者が施設の管理運営に当たり保有する個人情報について、個人情報保護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、協定書の締結に当たっては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準（平成20年2月13日総務部長決裁）を遵守するものとする。

(4) 連絡調整会議の開催

施設所管課は、指定管理業務の調整及び情報の交換を図るため、必要に応じて指定管理者との連絡調整会議を開催するものとする。

(5) 再委託の承認

再委託承認申請及び承認の手続が適正になされているかを確認する。再委託する業務内容や委託先が不適切と捉えられないよう、指定管理候補者選定時に提出される事業計画書、再委託承認申請書、事業報告書等において内容を精査し、疑義事項の照会及び回答については記録を残すなど、適切な運用を図る。

4 内部統制の実施

施設の管理運営に伴う事務が法令に適合し、かつ適切に行われることを確保するために施設所管課はこれらを阻害するリスクの識別・分析、対応策の整備及び評価を実施するものとする。このため整備及び評価に必要な条項は、あらかじめ協定書に設けるものとする。

5 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底

(1) 指定管理者が行う事項

指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに施設所管課に報告を行い、必要な対応を取るものとする。

(2) 施設所管課が行う事項

施設所管課は、施設の安全管理には特に留意し、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備するものとする。

6 指定の取消し、業務の停止措置

指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項、条例及び協定書における指定の取消し等に関する規定に該当する場合は、利用者への影響等も考慮した上で、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

7 モニタリングの実施結果の公表

県はモニタリングの実施結果について、各施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて公表を行うものとする。

**第7 事前協議**

この方針と異なる事務手続を行う場合又は定めのない事項については、総務部と事前協議を行うものとする。

**第8 委任**

この方針に定めるもののほか、指定管理者制度に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。

この方針は、平成20年4月1日から実施する。

この方針は、平成24年5月23日から実施する。

この方針は、平成29年3月17日から実施する。

この方針は、令和4年4月1日から実施する。

この方針は、令和5年5月31日から実施する。